

2016年6月6日
特定非営利活動法人
患者の権利オンブズマン
理事長 久保井 撰

第15-1診療記録不開示苦情調査報告書

1. 申立事項

申立人 患者本人 女性 (年齢59歳)
医院の名称 医療法人 ○ ○ 歯科医院
代表者氏名 院長 ○ ○
開示請求年月日 2014年5月12日
開示されなかった診療記録 診療録

2. 調査経過

2016年3月26日 調査員が申立人と共に相手方医院を訪問するも休診。

同年4月15日 調査員が申立人と共に相手方医院を再度訪問し、医療記録開示の責任者である院長との面談を申し入れるが、多忙を理由に5月13日を面談日に指定される。

同年5月11日 相手方医院から調査員に対して電話で、5月13日は差し支えるので6月13日以降に再度日程調整したいとの要請あり。その際、相手方医院から候補日が示されたため、調査員から相手方医院に対し、候補日のうち訪問可能な日を複数回答する。

同年5月27日 相手方医院から面談日程の回答がないため、相談員から相手方医院に対して督促を行う（対応は窓口職員）も、回答なし。

同年6月6日 その後も相手方医院から回答がないため、調査拒否と判断し、調査終了。

3. 医院側の主張する不開示理由

面談未了であるため不明

4. 不開示理由に関する判断

上記のように、相手方医院が言を左右にして調査に応じず、その経過において申立人からカルテ開示請求があったことを争ったことがないという調査経過、及び申立人からの申立内容からすれば、カルテ不開示の事実が認定できる。

カルテの不開示につき理由が示されないため、不開示につき正当事由の存在は認定できず、相手方医院は違法、不当に不開示を行ったと認められる。

5. 勧告

特定非営利活動法人患者の権利オンブズマンは、診療記録不開示に関する申立人の調査申立に基づき専門的かつ客観的立場から調査を実施した結果、相手方医院における本件診療記録不開示には、特段の正当事由がなく、不当な不開示に相当すると判断した。相手方医院におかれては、申立人に対し、速やかに請求された診療記録を開示するよう勧告する。

もし2週間経過しても開示がなされない場合は、違法・不当に診療記録不開示を行なっている医院として、相手方医院の名称、代表者氏名、所在地を記者発表等により公表するものとする。

また、この開示勧告を行ったことについては、同時に下記機関に通報するので、念のため付記する。

<通報先>

厚生労働省、〇〇県知事、日本歯科医師会、〇〇県歯科医師会

以上